

金沢市立病院移転整備工事基本設計業務の設計者を選定するため、公募型プロポーザルを次のとおり実施します。

令和 7 年 9 月 22 日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男
(公 印 省 略)

1 趣旨

金沢市立病院移転整備工事基本設計業務の設計者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 概要

- (1) 名称 金沢市立病院移転整備工事基本設計業務に係る公募型プロポーザル
- (2) 敷地 金沢市平和町 2 丁目 164 番
- (3) 施設 病院
- (4) 提出資料 参加表明書及び技術提案書
- (5) 特定方法及び選定委員会

ア 別表 1 の一次審査基準に定める評価項目、判断基準に基づき審査し、技術提案書の提出を要請する者を 4 者程度選定する。なお、応募者が 4 者以内の場合は、一次審査評価点に関わらず、全ての者に技術提案書の提出を要請する。

イ 特定方法は、技術提案書及びヒアリングの内容により、別表 2 の二次審査基準に定める評価項目、判断基準に基づき最適設計者を特定する。

ウ 選定委員会は、次の 9 名で構成する。(順不同)

今 村 知 明 (奈良県立医科大学教授)
高 村 雅 之 (金沢大学教授)
竹 村 裕 樹 (金城大学客員教授)
中 川 一 成 (金沢市町会連合会会長)
水 野 一 郎 (金沢工業大学名誉教授)
高 田 重 男 (金沢市病院事業管理者)
坂 本 和 美 (金沢市立病院看護部長)
松 矢 憲 泰 (金沢市立病院事務局長)
石 浦 裕 治 (金沢市土木局営繕課長)

(6) 主催者及び事務局

ア 主催者 金沢市立病院

イ 事務局 金沢市立病院 事務局 市立病院建設準備室

〒921-8105 金沢市平和町3丁目7番3号

電話 076-245-2600 F A X 076-245-2690

E-mail: byouin@city.kanazawa.lg.jp

3 応募資格

(1) 応募者の資格要件

応募者は、次の条件のイからクまでの要件を満たす単体企業、又はアの要件を満たし、かつイからクまでを満たす者を代表構成員とし、並びにイからカまで及びケの要件を満たす者をその他の構成員とする設計共同体（以下「設計 J V」という。）であること。

なお、協力事務所（応募者と同一組織ではなく、専門分野における技術の提供等を行う事務所をいう。）を加えることは可とするが、本プロポーザルに参加する単体企業又は設計 J V の構成員を兼ねることはできない。

ア 設計 J V とする場合の要件は以下のとおりとする。

- ① 構成員数は2者又は3者とする。
- ② 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計事務所、設計 J V の構成員又は協力事務所を兼ねていないこと。
- ③ 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上とし、3者の場合は20%以上とする。
- ④ 代表構成員の出資比率は、構成員中最大であること。

イ 金沢市の令和7年度役務等の入札参加資格において「建築関係コンサルタント」の有資格者であること。

なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出時までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、二次審査終了までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

※入札参加資格申請については、下記アドレスを参照。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kanrika/gyomuannai/1/5/26131.html>

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

エ 役員（役員として登記され、又は届け出されていないが、事実上経営に参画しているものを含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

オ 本プロポーザルの参加表明書提出日から二次審査終了までの間、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。なお、指名停止となった場合は、その時点で失格とする。

カ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

キ 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者を管理技術者又は総合担当主任技術者として専任（他の手持ち業務をもたないことをいう。）で配置すること。

ク 平成 22 年 4 月以降に工事着手又は竣工した、病床 150 床以上の病院の新築又は増改築に係る基本設計又は実施設計の業務実績を有すること。（増改築には大規模修繕を除く。）

ケ 平成 22 年 4 月以降に工事着手又は竣工した、国又は地方公共団体が発注した公共建築物の新築又は増改築に係る基本設計又は実施設計の業務実績を有すること。（増改築には大規模修繕を除く。）

（２）応募資格の制限

次に該当する者は、３（１）の有資格者であっても、本プロポーザルに応募してはならない。また、応募者は、次に該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

ア 金沢市立病院移転整備工事設計者選定委員会委員

イ アが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

（３）その他

ア 業務の実施体制として、管理技術者のほか、「総合、構造、電気設備、機械設備」の業務分野における主任技術者をそれぞれ 1 名配置すること。

イ 管理技術者は、各主任技術者を兼任してはならない。

ウ 主任技術者は、他の各主任技術者を兼任してはならない。

エ 「管理技術者」とは、業務の管理及び統轄を行う者をいう。

オ 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

カ 分担業務分野の分類は下表による。

分担業務分野	業務内容
総合	令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添一第 1 項第一号におい

	て示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上の「設計の種類」における「構造」
電気設備	同上の「設計の種類」における「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備	同上の「設計の種類」における「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

4 実施要領等の交付の期間、場所及び方法

(1) 期間 令和7年9月22日（月）から同年10月14日（火）まで

(2) 方法 下記のいずれかの方法による。

① 書面による交付

2（6）イにて書面により交付する。ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

② 電磁的方法による交付

金沢市立病院ホームページからダウンロードする方法により交付する。

（ホームページアドレス）

<https://kanazawa-municipal-hosp.com/nyusatu/>

(3) 交付資料

① 金沢市立病院移転整備工事基本設計業務に係る公募型プロポーザル実施要領

② 提出書類様式

③ 金沢市立病院再整備基本計画書

④ その他関係資料

・移転整備地周辺図

・移転整備地周辺の航空写真

5 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法 本プロポーザルに応募する者は、実施要領に基づき作成した参加表明書を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものとし、郵便事故等についての異議申し立て等は受付しない。以下同じ。）により提出すること。なお、電送は認めない。

(2) 提出先 2（6）イに同じ

(3) 提出期間 令和7年9月22日（月）から同年10月14日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、同年10月14日（火）午後5時必着とする。

6 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期間

- (1) 提出方法 2 (5) アにより技術提案書の提出要請を受けた者は、実施要領に基づき作成した技術提案書を持参又は郵送により提出すること。なお、電送は認めない。
- (2) 提出先 2 (6) イに同じ
- (3) 提出期間 令和7年10月17日(金)から同年11月28日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)のそれぞれ午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、同年11月28日(金)午後5時必着とする。

7 審査結果の通知

- 一次審査の結果については、令和7年10月17日(金)頃に参加表明者に通知する。
- 二次審査の結果については、令和7年12月下旬(予定)に当選者を公示するとともに、二次審査対象者に通知する。
- なお、電話による結果等の問い合わせは、いかなる場合にも応じられない。

8 当選者の業務概要

(1) 当選者の業務

- ア 業務名 金沢市立病院移転整備工事基本設計業務委託
(以下「本業務委託」という。)
- イ 業務内容 金沢市立病院移転整備工事に係る建築・設備を含む基本設計
- ウ 履行期限 本業務委託契約締結日から令和9年3月下旬まで

(2) 設計業務委託費

本業務委託に対する基本設計業務委託費は、令和6年国土交通省告示第8号に準拠した金沢市の積算基準による。

(3) 工事に係る受注資格の喪失

本業務委託を受注した者は、本業務委託に係る全ての工事について受注することはできない。

(4) その他

- ア 金沢市立病院移転整備工事に係る建築・設備の実施設計業務について、別途、金沢市立病院と当選者との随意契約により締結する予定がある。
- イ 金沢市立病院移転整備工事に係る建築・設備の工事監理業務について、別途、金沢市立病院と当選者との随意契約により締結する予定がある。

9 その他

- (1) 詳細は、金沢市立病院移転整備工事基本設計業務に係る公募型プロポーザル実施要

領による。

- (2) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (3) 提出書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者の負担とし、参加報酬は支払わない。